

大規模な停電が起きました

胆振東部地震被害調査 (H30. 9. 14現在)

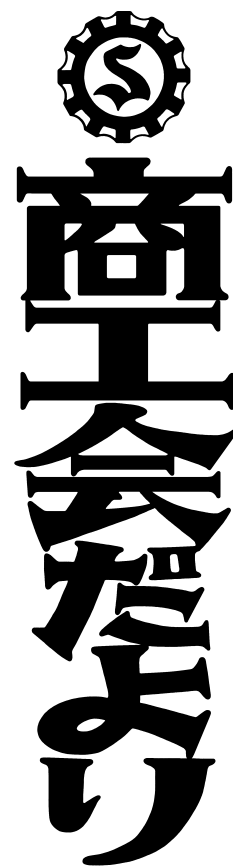
※商工会会員に向けた独自調査

(金額単位 万円)

			食材等廃棄被害		10日迄キャンセル		11日以降キャンセル	
業 種	総回答数	総被害額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
宿泊業	15	18,662	6	71	13	8,102	13	10,489
飲食業	10	368	9	139	5	154	2	75
小売業	12	1,825	8	1,590	2	235	—	—
サービス業	5	566	—	—	5	526	1	40
その他	3	11	2	7	1	4	—	—
合 計	45	21,432	25	1,807	26	9,021	16	10,604



停電の被害について語ってくれたスーパー「ビッグマートみたに」



発行所 斜里町商工会
〒099-4113 斜里町本町29番地8
電 話 0152-23-2185
FAX 0152-23-0501
e-mail: shashoko@rose.ocn.ne.jp
発行日 平成30年11月15日
編 集 広 報 委 員 会
責任者 神 田 裕 治
印 刷 (有) 斜 里 印 刷

停電の被害や対策は

9月の停電時で当店では約300万円分食品の処分をしました。主に魚・肉・アイス、生鮮食品は全般売り物にならない状態でした。地震の災害は商品に保険が適応にならない決まりがありこれは仕方ない状況でした。

6日(木)の午前中は販売できるものは外に商品を並べて、電卓で計算して販売しました。カセットコンロ・電池・パン・カップ麺はすぐに売り切れました。また予約が入っていた法事などの予定もキャンセル、その後は報道の通り、牛乳・納豆・パン・ヨーグルトなどが約2週間入荷してこない状況でした。スーパーにとって商品の入荷がないのは致命的です。ただこれが真冬の寒い時期でなくてまだ良かったと思います。暖房が必要ない時期だったことは不幸中の幸いです。

このような災害は滅多にない事だとは思いますが、自家発電を設備できれば一番良いのですがそれも現状難しいですから、今後震災が発生しないことを祈るだけです。ただこのような商売をやる以上、みんなが困った時にお店として役に立つことをもって考えていく必要があります。

ビッグマートみたに 店長 櫻田 仁之さんが切実に話してくれました。

消費税の軽減税率制度が実施されます

- ◆時 期 平成31年10月1日～（消費税の引上げと同時）
- ◆税 率 標準税率10%（消費税率7.8%、地方消費税率2.2%）
軽減税率 8%（消費税率6.24%、地方消費税率1.76%）
- ◆対象品目 酒類、外食を除く飲食料品
週2回以上発行される新聞（定期購読契約に基づくもの）

▽日々の取引や業務で対応が必要になること

- ・取扱商品や仕入れ（経費）の適用税率の確認などが必要

▽帳簿・請求書等の記載方法

- ・税率を区分して記載するなど一定の記載事項が加わります。
- ・平成35年10月1日からは適格請求書等の交付保存が必要（インボイス制度）

▽消費税の申告

- ・税率ごとに区分して税額計算を行う必要があります。
※飲食料品の取扱いがない事業者の方や免税事業者の方も対応が必要な場合があります。
- ・課税事業者の方
軽減税率対象品目の売り上げがなくても、軽減税率対象品目の仕入れ（経費）があれば対応が必要です。
- ・免税事業者の方
課税事業者と取引を行う場合、区分記載請求書等の交付を求められる場合があります

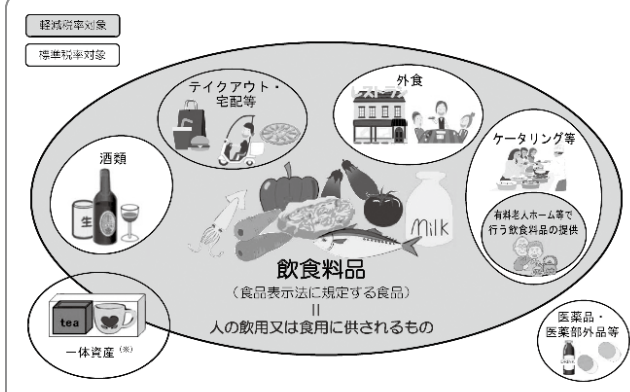
○ 飲食料品の小売業を営む事業者の例

- 仕入先から交付された請求書等に記載された適用税率が正しいか確認
- 毎日の売上げ・仕入れ（経費）を税率ごとに区分して帳簿等に記帳



- POINT**
- 日々の業務のうち軽減税率が関係する事項を確認する。
 - 軽減税率の対象品目の売上げや仕入れがないかを確認する。
 - 売上げと仕入れを税率ごとに区分して帳簿等に記帳する。

《軽減税率の対象となる飲食料品の範囲》



外食・ケータリング等

外食やケータリング等は、軽減税率の対象となりません。

※ テイクアウトや飲食料品の出前・宅配等は、軽減税率の対象となります。

外食とは… 飲食店営業等、食事の提供を行う事業者が、テーブル・椅子等の飲食に用いられる設備がある場所において、飲食料品を飲食させる役務の提供

標準税率



テイクアウトは…

軽減税率

飲食店業等が行うものであっても、テイクアウトは、単なる飲食料品の譲渡であり、軽減税率の対象
※「外食」か「テイクアウト」かは、飲食料品を提供する時点で、顧客に意思確認を行うなどの方法で判定します。

ケータリング等とは… 相手方が指定した場所において行う役務を伴う飲食料品の提供

標準税率



出前・宅配は…

軽減税率

出前・宅配等、単に飲食料品を届けるだけのものは、軽減税率の対象

第39回 しれとこ産業まつり & オホーツクフェスティバルinしやりシーズンⅡ



当日の会場の様子

第39回「しれとこ産業まつり」(主催「しれとこ産業まつり実行委員会」)が9月30日(日)、みどり工房しやり特設会場で「大地と海の恵みに感謝」をテーマに開催されました。

当日は低気圧の影響で少し肌寒い天気ではありましたが最後まで大きく崩れることがなく、町内外から沢山の方々がイベントに参加していました。

毎年恒例となった斜里中学校吹奏楽部のオープニング演奏により産業まつりが開会され、農協・漁協コーナーでは開始前から長蛇の列ができており、皆さん目当ての商品を購入して大変満足していました。

今年の産業まつりは「オホーツク

フェスティバルinしやりシーズンⅡ」(主催「オホーツク管内商工会青年部連合会」)を同時開催し、管内より13の商工会青年部が参加し各地域の物産や飲食を持ち寄り販売しました。例年にはない催しに、参加者も興味をもって商品を眺めていました。

ステージ上では各地域の特産、観光を各地域の青年部員がPRし、毎年恒例として行っている地場産品オークションを開催し、売り上げた金額はすべて社会福祉協議会へ寄付しました。

斜里町と協力して開催したオホーツクフェスティバルは大いに賑わいを見せました。



商工会青年部オークションの様子

産業まつりの会場内では子供向けのキャラクターショーやバルーングリーティング、鮭のつかみ取りなど子供たちの楽しんでいる姿も印象に残りました。

来年開かれると、40回の節目を迎える「しれとこ産業まつり」は斜里町の中でも欠かせないイベントの一つです。これから先も続けていくには、運営している団体だけでなく町民の協力が必要だと感じました。

敬老祝い金 斜里町で！

長年、地域社会の発展に寄与された高齢者の皆さんに感謝し、長寿をお祝いすることを目的として、敬老祝い金をお贈りしています。

今まで敬老祝い金が斜里町という地域にあまり還元されていらない実態がありました。そこで、「できるだけ地域に敬老祝い金を還元できるようにしてほしい」と商工会から町に要望を提出し、その結果贈呈額の半分は現金、半分は金額分のポテトギフトカードをお渡しすることになりました。

▼対象者…平成30年9月1日現在斜里町に3ヶ月以上住所を有し、平成30年1月1日から12月31日の間に77歳・88歳・99歳の年齢に達する方。

※ポテトギフトカードはポテトカード加盟店で買い物をする時に使うことができます。

消費税の軽減税率制度等 に関する説明会

網走税務署・斜里町・斜里町商工会主催で消費税の軽減税率制度等に係る説明会を実施します。

◎日時…平成30年11月29日(木)午後3時～(年末調整説明会に引き続き実施)

◎会場…斜里町公民館「ゆめホール 知床」公民館ホール

◎対象…免税事業者を含むすべての事業者

◎内容

①軽減税率制度(対象品目・帳簿及び請求書の記載方法など)の概要

②適格請求書等保存方式(インボイス制度)の概要

※個人事業主の方にとって非常に重要です。

③軽減税率制度に対応するための中小事業者への支援措置について

◎問合せ…網走税務署法人課税部門
(0152-4312181)

日本政策金融 公庫普通利率

11月9日現在

2.06%～
2.65%

※返済期間、保証人・担保の有無等により利率は異なります。

「必ずチェック 最低賃金！
使用者も労働者も」

北海道 最低賃金

北海道内で事業を営む使用者及びその事業場で働くすべての労働者(臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む)に適用される北海道最低賃金が下記のとおり改正されました。

最低賃金額
時間額 **835円**

(効力発生年月日 平成30年10月1日)

厚生労働省 北海道労働局
労働基準監督署(支所)

11月は労働保険 適用促進期間です!

事業主の皆さん。「労働保険」の加入はお済みですか？
労働保険に加入して、従業員の方々が安心して働ける職場にしましょう。

労働保険とは、労災保険と雇用保険の総称で、労働者の生活の安定、福祉の増進等を図ることを目的に、国が直接管理運営している保険です。農林水産業の一部を除き、労働者を一人でも雇用する事業については、法人・個人を問わず加入が義務付けられております。

まだ労働保に加入していない事業主の方は、速やかに最寄りの労働基準監督署または公共職業安定所(ハローワーク)でご相談ください。

もちろん商工会でもご相談をお待ちしております。

問い合わせ先：厚生労働省北海道労働局総務部労働保険徴収課
(011-709-231)

または最寄りの労働基準監督署
・公共職業安定所(ハローワーク)

はまなす
*9月6日(木)胆振地方中東部を震源として大規模な地震があった。震度階級では最も高い7を観測し、北海道では初めての観測となった。この地震は「平成30年北海道胆振東部地震」と呼ばれ、震源に近い地域では大きな被害があった。この地震により、道内の火力発電所が緊急停止し、当時北海道の使用電力の半分を供給していた厚真発電所も緊急停止した。これにより電力の需給バランスが崩れ、前代未聞の北海道全域が停電する事態になった。北海道電力によると札幌市内を含めた全道約295万戸が停電した。
スーパーやコンビニなど普段から大量の食料品を販売している店舗

は、ショーカーの中身を冷凍・冷蔵することができなくなり廃棄をして、かなり大きな被害になってしまったそうである。
それだけでなく各家庭の電気もストップし、長い家庭では2日程度電気が戻らなかった。このような長時間にわたる停電はなかなか体験することはないと思う。経験してみても備えておくことに意味がると感じた。防災用品を揃える家庭や、日常生活で防災について考える人は増えていると思う。
これから斜里町が災害によって被害を受けるのかはわからないが、備えあれば憂いなし。今回の停電で体験したことを生かして対策することによって被害を少なくすることができないか。

お知らせ

〇記帳説明会及び消費税の軽減税率制度等に関する説明会

●とき 11月29日(木) 13時～16時

●ところ ゆめホール知床 公民館ホール

〇青色決算説明会

●とき 12月6日(木) 10時～12時

●ところ 清里町コミュニティセンター2階

〇第254回ふらつとナイト

●とき 12月14日(金) 19時～22時まで

●ところ 道の駅前特設会場

コーナー